

平成二十二年四月二日受領
答弁第三〇〇号

内閣衆質一七四第三〇〇号

平成二十二年四月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に
関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書（平成二十二年三月十九日内閣衆質一七四第二四二号）一及び二についてでお答えしたとおりであり、お尋ねの答弁書は、当時、外務省北米局において起案し、外務省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。また、先の答弁書（平成二十一年十二月十一日内閣衆質一七三第一七四号）三及び七についてでお答えしたとおり、昨年九月十六日の岡田外務大臣の大臣命令に基づく調査開始前に決定されたお尋ねの答弁書は、政府としてのそれまでの一貫した立場を答弁してきたものである。したがって、これらの答弁書の作成等に関与した職員について、何らかの対応をとる必要があるとは考えていない。